

傍 聴 要 領

茂原市空家等対策協議会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の受付は、会議開始予定時刻の15分前から会議開始までとし、当日、会場で先着順に行い、定員になり次第、受付を終了します。

2 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、会議を傍聴する際には、次の事項を遵守してください。

- (1) 審議会の長の指示に従い、静粛に傍聴すること。
- (2) 委員の発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明したり、委員の発言を求めたりしないこと。
- (3) 携帯電話その他これらに類する機器は使用しないこと。
- (4) はち巻、たすき、ゼッケン、旗等を使用する示威的行為等をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 審議会の長の許可を得ない限り、写真撮影、録音、録画等をしないこと。
- (7) その他会場の秩序を乱し、会議の進行を妨げるような行為をしないこと。

3 会場の秩序維持

- (1) 傍聴者は、会議の傍聴をするに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が「2 傍聴者の遵守事項」に違反したときは、これを注意し、なお、これを改めないときは、退場していただくことがあります。